

## ソフトウェア使用許諾契約

本ソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様が当サイトからダウンロードされるソフトウェアやマニュアルなどの情報（以下「本件ソフトウェア」といいます。）に関し、株式会社ラムテック（以下「弊社」といいます。）と、本件ソフトウェアの全部又は一部をハードディスク等の記憶装置へ保存し、又は本件ソフトウェアに含まれるプログラムをコンピュータ上で実行するお客様との間で締結される契約です。

### 第1条（本契約の成立、効力および終了）

- （1） お客様は、本件ソフトウェアの全部又は一部をコンピュータのハードディスク等の記憶装置へ保存したとき、又は本件ソフトウェアを使用したときは、本契約の締結に同意したものとみなされます。このお客様の同意をもって、本契約は成立し、効力を生じます。
- （2） お客様は、自己が保存した本件ソフトウェアの全てを削除することにより、本契約を終了させることができます。
- （3） 弊社は、独自の判断に基づき、本契約を終了することができます。
- （4） お客様は、理由のいかんを問わず、本契約の終了について弊社に対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできないものとします。

### 第2条（使用条件）

- （1） 弊社は、お客様が本契約書のすべての条項に従うことを条件に、お客様に対し、本件ソフトウェアのコピー1部を作成し、これを使用する非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾します。また、弊社はお客様に対し、本契約書に基づき本件ソフトウェアの使用を許諾するもので、本件ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権を付与するものではありません。
- （2） お客様は、ご本人1名様に限り、本件ソフトウェアを一時点において1台のコンピュータにインストールして使用することができます。
- （3） 前項の規定にも関わらず、法人のお客様は、本件ソフトウェアを一時点において1台のコンピュータにインストールしているという条件を満たしている場合に限り、お客様の従業員間での本件ソフトウェアの使用権の移動は可能です。
- （4） お客様は、本件ソフトウェアを前各項に定める使用許諾範囲を超えて使用する場合は、別途本件ソフトウェアを購入してください。お客様は、ご購入いただいた本件ソフトウェアの数と同数のコンピュータにおいて本件ソフトウェアをインストールして使用することができます。
- （5） 本件ソフトウェアは、日本国内に限りご使用になるお客様にご提供するものです。この条件に該当しないお客様の本件ソフトウェアの使用または使用不能について、弊社は一切保証致しません。

### 第3条（禁止事項）

- (1) お客様は、本契約において明示的に認められた場合を除き本件ソフトウェアを複製することはできません。
- (2) お客様は、本件ソフトウェアを第三者に配布、レンタル、リース、貸与及び譲渡することはできません。
- (3) お客様は、本件ソフトウェアに含まれるプログラムに対して、修正を加えること、翻訳、翻案を行うこと、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行うことはできません。

#### 第4条（著作権の帰属）

本件ソフトウェアの著作権は、全て弊社に帰属します。

#### 第5条（免責）

- (1) 弊社は、お客様、その他の第三者が本件ソフトウェアに関連して直接間接に蒙ったいかなる損害に対しても、賠償等の一切の責任を負わず、かつ、お客様はこれに対して弊社を免責するものとします。
- (2) 弊社はお客様に対し、本件ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、商業性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、第三者の権利侵害及び瑕疵担保義務も含め、いかなる責任も一切負いません。弊社がこれらの可能性について事前に知らされていた場合も同様です。
- (3) 弊社は独自の判断に基づき、本件ソフトウェアの仕様又は内容の変更、修正、配布方法等の変更及び対価の設定をすることができます。
- (4) 弊社からお客様に提供される本件ソフトウェアにかかる情報についても、直接間接を問わず、本条各項の規定が適用されます。

#### 第6条（一般事項）

本契約の成立および解釈については日本法を準拠法とし、本契約書に関して、万一紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則：実施日 2009年07月14日

改定日 2009年07月15日

以 上

千葉県松戸市新松戸3-283ゆりのきセンタービル2F  
株式会社ラムテック